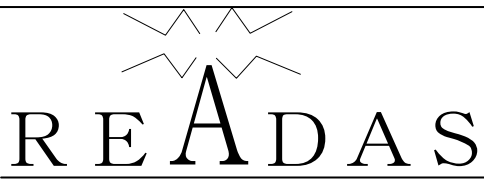


第 6037 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 9月 7日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 永年勤続者に対する金品の支給

**Q**：永年勤続者に金品を支給して、表彰しようと思います。この場合の金品の支給は、どのように取り扱われますか？

**A**：一定の要件を満たす場合は、非課税となります。

### 【解説】

永年勤続した役員や使用人が表彰により受ける経済的利益は、現物給与という側面と、世間一般で行われている行事における一種の儀礼的なものとの側面がありますが、このようなものについてまで課税することは、社会通念上適当でないと考えられますので、下記の要件のいずれにも該当するものについては、課税されないこととなっています。

- ①その利益の額が、その役員又は使用人の勤続期間等に照らして、社会通念上相当と認められること。
- ②その表彰が、おおむね10年以上勤務した者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

ただし、これらの表彰に当たり金銭で表彰金を支給した場合や同一の永年勤続者の表彰につき、社内表彰規定等により均一に行われない場合には、全て給与等として課税されることとなります。

